

京都市都市公園条例の一部を改正する条例（平成27年12月22日京都市条例第26号）（建設局みどり政策推進室）

便益施設の設置又は管理の許可を受けようとする者を公募する場合の方法及び当該許可に係る使用料を定める必要があるため、京都市都市公園条例の一部を改正することとしました。

この条例は、平成27年12月22日から施行することとしました。

京都市都市公園条例の一部を改正する条例を公布する。

平成27年12月22日

京都市長 門川大作

京都市条例第26号

京都市都市公園条例の一部を改正する条例

京都市都市公園条例の一部を次のように改正する。

第8条の次に次の1条を加える。

(公募)

第8条の2 市長は、法第5条第1項の規定による公園施設（法第2条第2項第7号に掲げる便益施設に限る。以下「特定公園施設」という。）の設置又は管理の許可をしようとするときは、別に定める事項を明示して、当該許可を受けようとする者を公募し、その応募者のうちから公正な方法で選考して、当該許可を受ける者（以下「特定使用者」という。）を決定することができる。

2 市長は、前項の規定による公募をするときは、その応募者に、特定公園施設に係る使用料の額その他市長が必要と認める事項を提案させるものとする。この場合において、市長は、その提案に係る使用料の下限となる額（以下「最低限度額」という。）を定めるものとする。

3 市長は、第1項の規定による公募をした場合において、応募者がいないときその他別に定めるときは、公募をせずに特定使用者を決定することができる。この場合において、別に定める事項を除くほか、当該公募をするときに定めた最低限度額その他の条件を変更することができない。

第10条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、第8条の2第1項又は第3項の規定により特定使用者を決定した場合における特定公園施設に係る使用料の額は、時価、近傍類似地の固定資産評価額、取得価額、減価償却額、使用の態様、立地条件及び公募において特定使用者が提案した額を勘案して、市長が定める額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(建設局みどり政策推進室)